

## 小型自動二輪(125cc以下)車両の誘導について

### 1. 背景

小型自動二輪(125cc以下)ドライバーから「国道1号BP自動車専用道路(以下「自専道」という)通行不可車両への案内が不十分」との指摘を受けたことを契機に、自動車専用道路における通行不可車両の誘導のあり方について検討している。

静岡県内を東西に通過する国道1号BPでは、統一した方針に基づく誘導が必要との認識の元、静清、藤枝、浜名・潮見バイパスの4路線(3地区)について検討を実施した。

対 象：東西を移動する長トリップの125cc以下車両のドライバー

目 的：125cc以下車両のドライバーが、自専道区間であることを認識し、誘導にしたがい迂回路を通行、自専道区間を迂回後に再び国道1号に合流し、目的地へ到達できること

対象路線： 静清バイパス、 藤枝バイパス、 浜名・潮見バイパス



図1. 対象路線

### 【参考】

自動車専用道路は、高速自動車国道(東名高速等)と同じく高速道路等として扱われ、道路法により出入の制限をされており、歩行者・軽車両・小型自動二輪車(125cc以下)・ミニカー・原動機付自転車の通行は禁止されている。

#### 道路法第四十八条の二(自動車専用道路の指定)

道路管理者は、交通が著しく輻輳して道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路(高速自動車国道を除く。)について、自動車のみの一般交通の用に共する道路を指定することができる。

高速道路等の案内標識は緑地が用いられ、出入り口には規制標識の「自動車専用」(325)の標識により車両の制限(「軽車両・小型自動二輪・ミニカー・原動機付自転車」以下「不可車両」という。)がなされている。

自動車専用道路における通行不可車両への誘導について

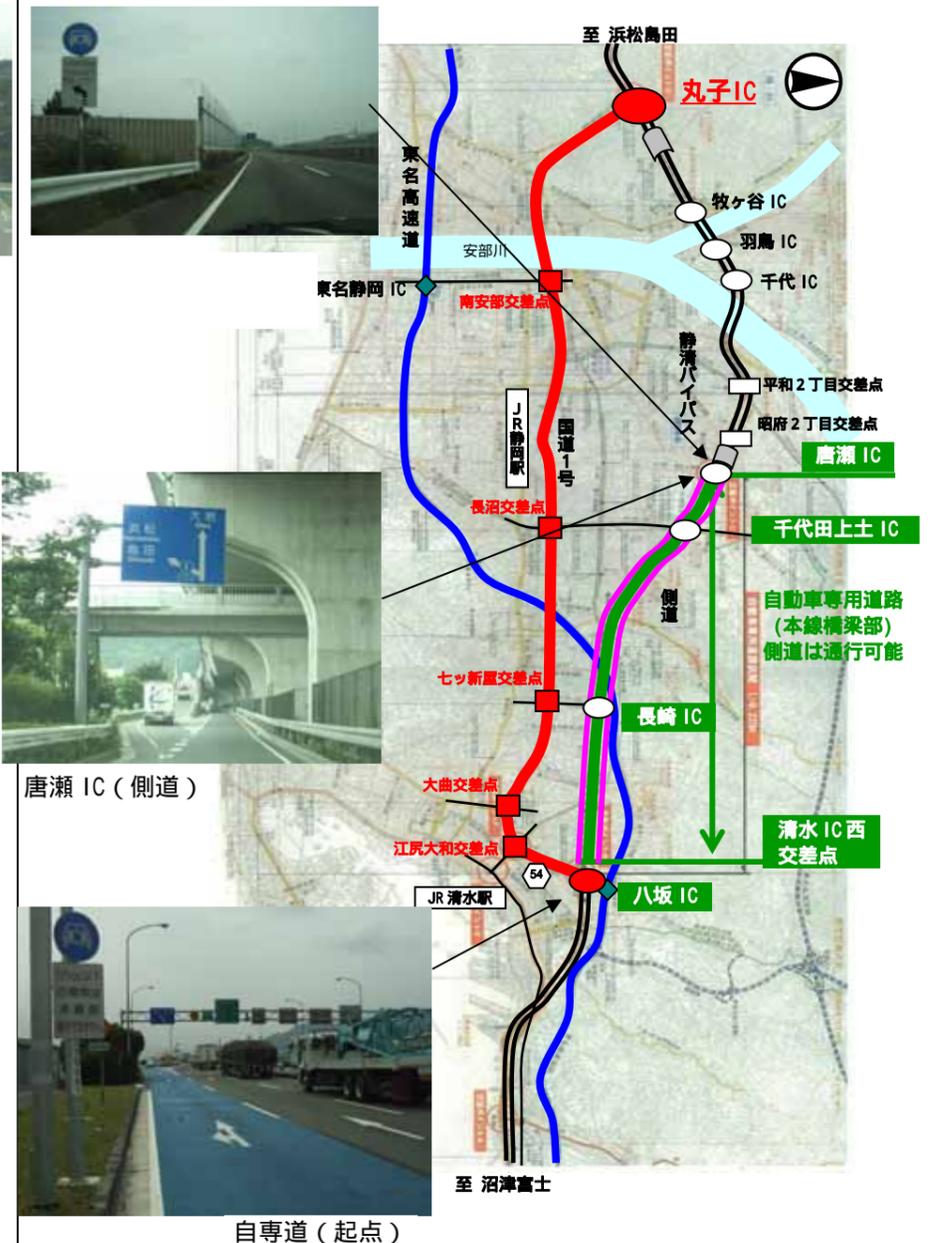
浜名バイパス



藤枝バイパス



静岡バイパス



【迂回路案内の基本方針】

- 自動車専用道路に並行する直轄国道を迂回として設定する
- 原則、最短距離で迂回できるルートへ誘導する
- 自動車専用道路区間の流入部には、「325系」の本標識、「125cc以下通行禁止」の補助看板を設置する
- ドライバーが見落としても、わかるように補助看板は複数設置する
- 迂回路へ誘導されたドライバーに対して、合流できる地点をフォローする補助看板を併せて設置する

【静岡バイパスにおける課題】

- 旧道と側道の2通りあり、他の自専道とは状況が異なる(現在は旧道へ案内)
- 旧道への分岐交差点(清水 IC 西交差点)と自専道の始まりとの間に距離(300m)があるため、迂回路の誘導がしにくい
- 清水西交差点から旧道へは県道 338 号を経由するため、連携が必要になる
- 125cc 車両にとってトンネルが存在する丸子 IC ~ 唐瀬 IC 区間の走行環境は、並行する旧道に劣る

### 3. 自専道区間の始まりにおける 125cc 以下通行不可車両への誘導方法

設置場所	概要	内容	備考
200m 手前 路側	自動車専用の「 <b>予告標識</b> 」を設置	第一に自専道の予告を行う 絵（標識）と数字を用いることで外国人にも周知可能	設置
0～200m 手前 路側	125cc 以下の流出指示の「 <b>予告看板</b> 」を路肩側に設置	迂回路への流出を指示する看板 シンプルな表現の看板を複数設置する ここでは、側道車線のカラー舗装に合わせて青を基調とする	設置
100m 手前 路側	125cc 以下の流出指示の「 <b>路面標示</b> 」を設置	側道車線に路面標示を設置する 車道の路肩側を通行することが多いバイク利用者が確認できるように設置位置を工夫する	設置
本線上の既設案内標識	本線上空での「 <b>補助看板</b> 」を設置	側道車線以外を走行する 125cc 以下ドライバーにも確認できるように、既設案内標識に別途看板を追加する	条件設置
自専道の始まり	規定標識「 <b>325系</b> 」を設置	規定に基づき標識を設置 法的には自専道区間の始まりに 325系を設置するのみでよい	既設
迂回路の路側	合流先 IC 名称と距離「 <b>補助看板</b> 」	迂回路に誘導されたドライバーに対して合流地点を明示することで安心感を与える	設置

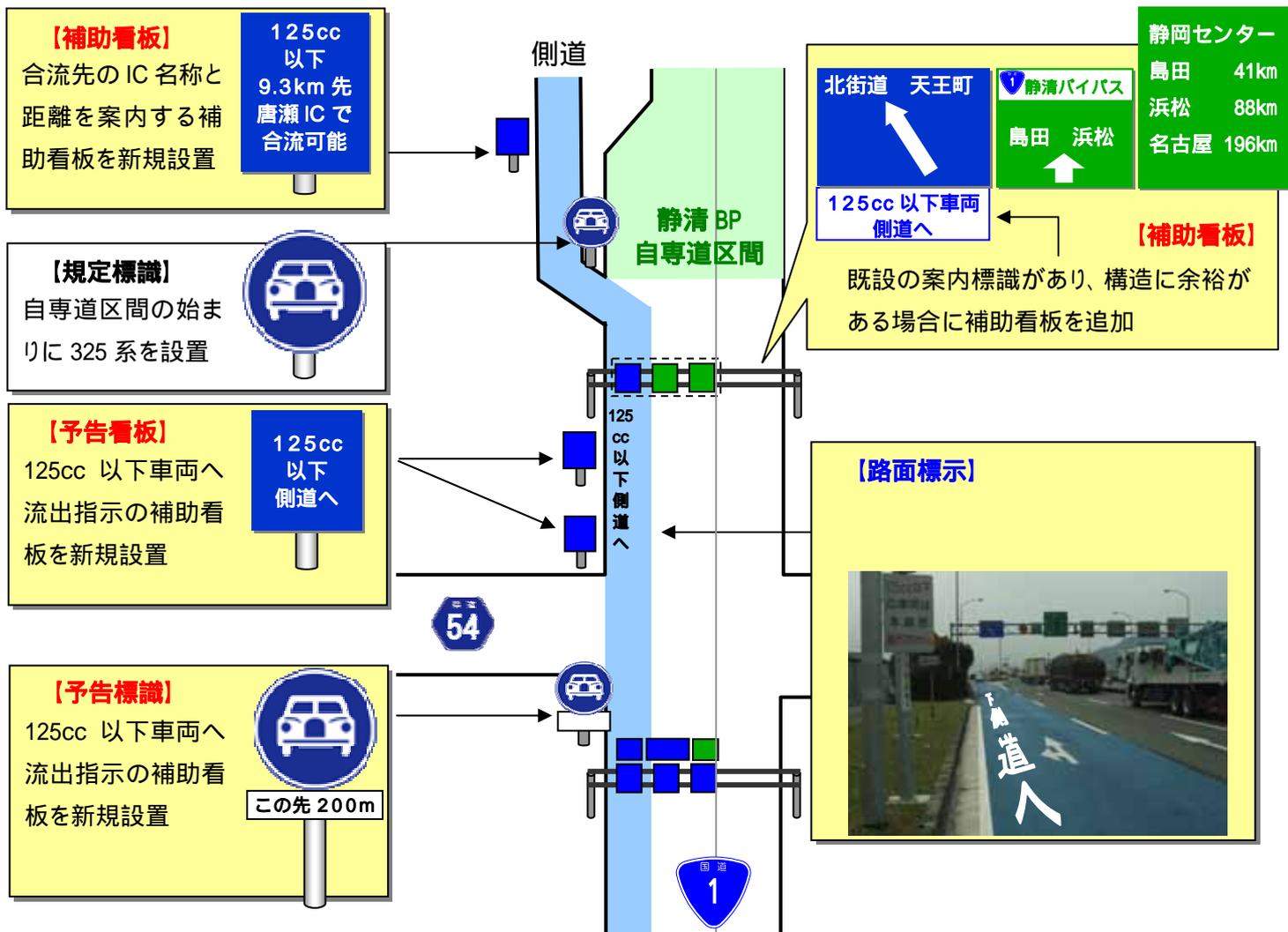


図2. 静岡 BP「八坂 IC」を例とした規制案内標識の配置イメージ